子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために

～なぜ体罰禁止が必要なのか?～

日本弁護士連合会は、2015年3月19日に「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」を取りまとめ、同年9月5日に「子どもを育てるのに暴力は必要ですか―体罰等の根絶と子どもがのびる育て方―」と題したシンポジウムを、2017年10月28日に「子どもに対する体罰等の禁止に向けて」と題したシンポジウムを、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンと共催で開催しました。※

子どもたちが暴力におびえることなくすこやかに成長していくために、上記シンポジウムの内容を中心に本パンフレットをまとめましたので、ご活用いただけますと幸いです。

※シンポジウム報告書　http://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201805.pdf

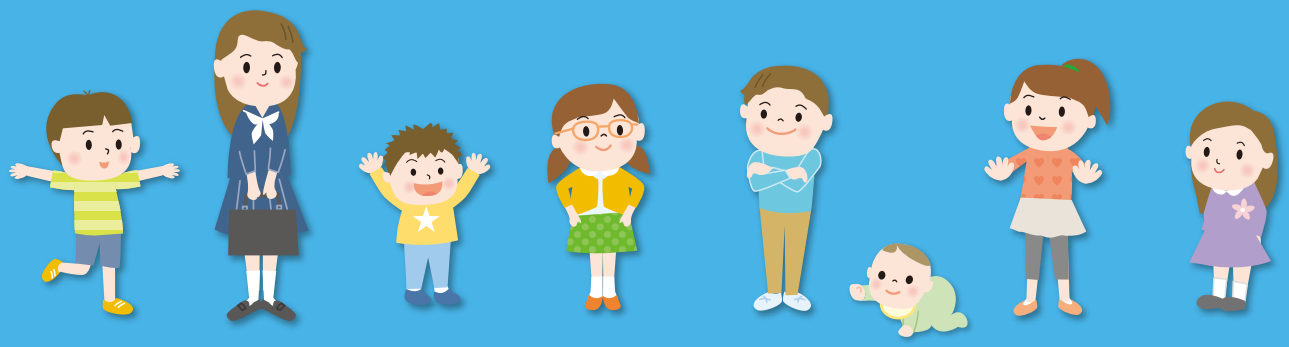

日本弁護士連合会の意見

1. 体罰等は家庭を含めあらゆる環境において禁止されることを児童虐待防止法等において明文化し、懲戒権規定（民法822条）を削除すべきです。
2. 文部科学省は、保護者、教育職員等子どもに関わる全ての者に対し、体罰等を禁止する意味や子どもの権利について意識啓発し、体罰等によらない非暴力的な養育方法や教育・指導方法を示し、継続的かつ効果的に、教育し、研修を行うべきです。
3. 体罰等の被害を受けた子どもやそれを目撃した子ども等に対し、十分な配慮を行い、適切にケアをし、支援する制度を構築すべきです。

日弁連の意見書は、日弁連のホームページより閲覧できます。
https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_4.html

JFBA 日本弁護士連合会

2015年9月5日 シンポジウムより

明橋大二医師 講演要旨

体罰がもたらす子どもへの悪影響は科学的に証明されている

- 体罰を受けた子どもは、その時には親の命令に従う、といった「効用」がありますが、一方で、長期的には、①攻撃性が強くなる、②反社会的行動に走る、③精神疾患を発症するなどのリスクが高まることが明らかにされています（ガーショフ「親による体罰、それによる子どもの行動と傾向:メタ分析と理論的考察」2002　約60年前にさかのぼって88本の論文をメタ解析）
- 体罰を用いたしつけは、短期的には有効に見えても時間がたつにつれ、言葉、社会性の発達に遅れが生じたと報告されています（服部祥子･原田正文著「乳幼児の心身発達と環境―大阪レポートと精神医学的視点―」1991　2000名の子どもの0歳から6歳までを追跡調査）

体罰の問題点

- いくら冷静にと思っても、体罰にはおとなの感情（怒りや非難）が込められます。それを繰り返し受けると、子どもは萎縮し、恐怖を持ち、自信を失います。自己肯定感が下がるのです。自己肯定感とは心の成長の土台になるものであり、私は生きていていいんだ、私は私でいいんだということです。
- 体罰をさけるために、おとなの前ではおとなしくなりますが、見ていないところでは守ろうとしません。
- 結果として、善悪の判断や行動のコントロールを主体的に学ぶ機会を奪います。
ウソやごまかしを平気でやる人たちの育てられ方を調べたら、親がむやみに体罰その他の罰を与える特徴がありました。一番大切な「良心」が育たなかったのです。
これはしつけではありません。

体罰は愛のムチ?自分が今日在るのは体罰のおかげ?

- 病気になったとき、親からある薬を与えてもらって、治ったという経験があると、自分も子どもにその薬を飲ませようと考えます。ところが、その薬は、昔はよく使われていたけれども、その後、調査が進んで、その薬には、飲んだときには効果があるけれども、長期的に見ると、色々副作用があるということが明らかになった。そうしたことが分かったときに、果たして、あなたは、その薬を子どもに飲ませますか?
- 体罰も同じです。体罰は、昔は科学的に証明されていませんでしたが、今は科学的に調査されて、体罰はマイナスだ、いろんな副作用があることが明らかになっています。そういうことが分かっても、あなたはそういう薬（体罰）を子どもに与えますか?

明橋大二氏
心療内科医師・小学校スクールカウンセラー、NPO法人子どもの権利支援センターパレット理事長

教師が体罰を振るってこないとたかをくくって、暴力的に振る舞ってくる子に対してどうすればよいか?

- キレる子どもに対して、ついつい力で抑え込みたくなりますが、力で抑え込むことはすべきではありません。
- 手が出るという子どもは、自分の気持ちを言葉で表現できないから、手が出てしまうのです。だから、自分の気持ちを言葉で表現できるように、「こういうことが嫌だったんだね。分かったよ。でも、これからはいきなり手を出すのではなくて、『イヤだ』と言葉で言うようにしようね。」というふうに話をすることが大切です。
- 攻撃的に出てくる子どもというのは、ほとんどの場合、暴力を振るわれていたり、あるいは何らかの被害を受けていたりする子です。何の理由もなしに子どもはキレたり、暴力を振るったりすることはありません。これを解決するには、まず何でそういうふうに攻撃的になっているのか、背景を探ることが大切です。親の体罰やネグレクトなどがあるかもしれません。
- 暴力は、悪いことですから、ペナルティーは必要です。しかし、いきなり子どもを叩くのではなく、「タイムアウト」と言って、その場所から子どもを引き離しましょう。他の先生に来てもらったりして、その子を抱えて、教室からいったん出して、静かになれるところに行って、一対一でその子の話を聞いて、治まったら、教室に戻すということをします。「教室から出ていきなさい」と突き放す言い方はよくありません。「取り出し」、一応出すけれども、その一方で、私はあなたに寄り添い、あなたの話を聞くよという姿勢を示し、個別に関わることが必要です。クールダウンを図るのです。
- 子どもの背景を探りながら、こうしたタイムアウトをしていくと、時間はかかりますが、3か月から半年で必ず解決していきます。
- 暴力で見せしめをしたり、力を行使したりすれば、子どもは、それで他人をおとなしくさせられる、人を支配できるということを学んで、弱い子どもなどに対して別の場所で同じように力を示したり、暴力を振るったりすることになります。それが暴力集団、非行グループにつながっていく可能性もありますから、我々おとなは決して暴力等による解決方法を教えるべきではありません。

2017年10月28日 シンポジウムより

友田明美医師 講演要旨

体罰・虐待から「マルトリートメント」へ

マルトリートメントとは「不適切な養育」を意味します。

体罰や虐待という言葉は体罰をした人・虐待した人を責めるニュアンスがあり、また、自分には一切関係のない話だと思われる方もいらっしゃいます。そこで、これらの言葉に換えて、「マルトリートメント」という言葉を使うことにしています。行為が軽かろうが弱かろうが、子どものためだと思ってした行為であろうがなかろうが、傷つける意思があろうがなかろうが、子どもに目立った傷や精神疾患が見られなくても、子どもが傷つく行為は、すべて「マルトリートメント」にあたります。そして、マルトリートメントをしてしまったら、我々おとなはその行為を認め、改める必要があります。

小児期逆境体験が健康や寿命におよぼすメカニズム

1990年代に、マルトリートメントに関して、1万人以上を対象にした、受胎の時からずっと亡くなるまで人生の大半に関する大がかりな追跡調査が、アメリカで行われました。

小さい時期にマルトリートメントを受けてできたトラウマ（心の傷）は、神経発達の混乱をもたらし、社会的障害により対人関係に苦しみ、情緒的障害により早い時期から、意欲が出ない、勉強に手がつかない、気分が落ち込むなどの症状が出ます。そして認知の障害も生じ、頑張ってもなかなか知的な能力が上がらないことが明らかになってきています。

健康を害する行為、大麻とか脱法ハーブなどの薬物に順応しやすくなり、様々な心の病気だけではなくて、心臓疾患や肺がんにかかるリスクが3倍になります。そして、寿命が20年縮むという結果も出ています。

小児期逆境体験が健康や寿命におよぼすメカニズム

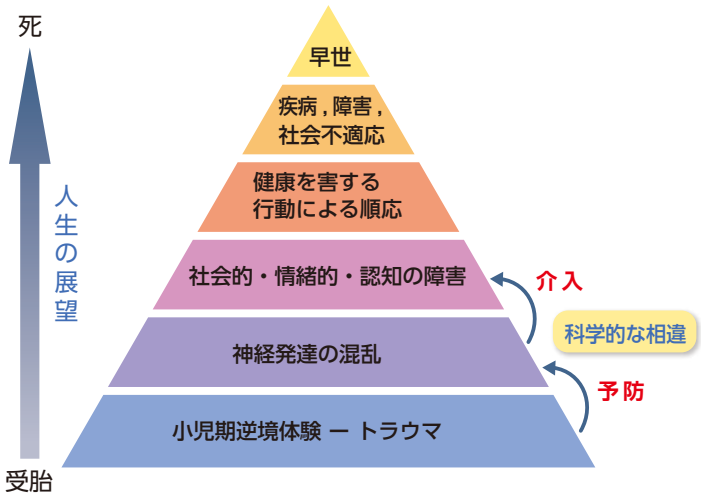

友田明美氏
福井大学子どものこころの発達研究センター発達支援研究部門教授・副センター長、福井大学医学部附属病院子どものこころ診療部長。日本小児科学会専門医・指導医、日本小児神経学会専門医、日本小児精神神経学会認定医、子どものこころ専門医。小児発達学、小児精神神経学、社会融合脳科学が専門。

医療費の削減にもつながる

子どもの心のトラブルは、おとなになってからトラブルが出てきます。うつ病が54%、アルコールや薬物の依存症が65%、物質乱用が50%、自殺企図が67%。静脈注射薬物乱用は78%。このマルトリートメントをなくすだけで、医療費の削減につながるという視点も大事です。

マルトリートメントがなくなっても、うつ病、アルコール依存、薬物依存、心的外傷後ストレス障害が残ります。統合失調症も、こういうトラウマ体験によって発症することが分かっています。そして様々な人格障害も発症します。本人だけでなくて、家族も苦しむことになります。

乳幼児期に脳は育ちます

生まれたときはわずか300gしかないヒトの脳は、ゆっくりと成長し、20代後半くらいまで時間をかけてゆっくりと成長します。しかし、1歳でおとなの脳の約70%まで成長してしまいます。この乳幼児期に、親や養育者といった身近な存在から適切なケアと愛情を受けることが脳の健全な発達には必要不可欠なのです。

この時期に極度のストレスを感じると、子どものデリケートな脳は、その苦しみに何とか適応しようとして、自ら変形してしまうのです。その結果、脳の機能にも影響が及び、子どもの正常な発達が損なわれ、生涯にわたって影響を及ぼしていきます。

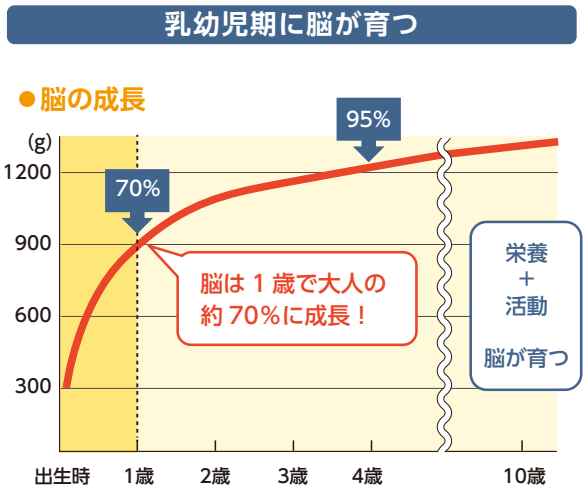

マルトリートメントにより脳が傷つきます

扁桃体は、側頭部の内側にある一対のアーモンドのような形をした、情動に関する器官です。過去の体験や記憶をもとにした好き嫌いや、目の前にいる相手が敵か味方かなどの価値判断に関与し、特に危険と結びつく情報に対して敏感に反応します。マルトリートメントを受けて養育されると、扁桃体が暴走し、脳が（副腎皮質から出る）ストレスホルモンにさらされ、脳に影響が出て、発達に揺らぎが出てきます。

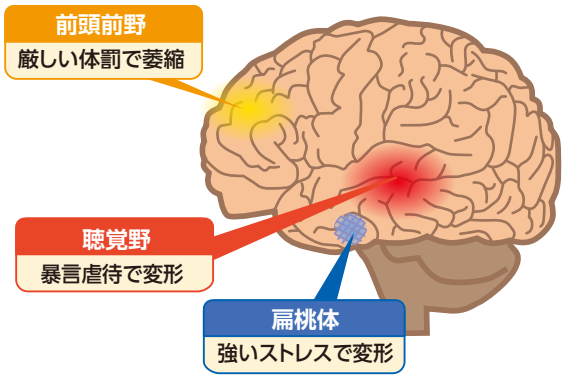

身体的な暴力よりも怒声や暴言の方が、より子どもの脳に深刻な影響を与えます

親から暴言を浴びせられるなどのマルトリートメント経験をもつ子どもは、過度の不安感や、おびえ、泣き叫ぶなどの情緒障害、うつ、引きこもり、学校に適応できないといった症状を引き起こす場合があります。言葉によるマルトリートメントを受けた子どもは、大脳皮質にある聴覚野の左半球一部である上側頭回灰白質の容積が増加していることが分かりました。神経シナプスがどんどん伸びていきますが、あまり伸びすぎると脳の代謝に負荷がかかって、ある時期から「刈込み」を行わなければいけません。ところが、暴言のストレスを受けると、正常な「刈込み」が進まず、その結果、シナプスが伸び放題の雑木林のようになり、容積が増えると考えられています。

人の話を聞き取ったり、会話をしたりする際に、余計な負荷が脳にかかってしまい、そのため、心因性難聴となって情緒不安を起こしたり、人と関わること自体を恐れるようになってしまうのです。

一人の親からの暴言よりも両親からの暴言、父親からの暴言よりも子どもと接する時間が長いと推測される母親からの暴言が、脳へのダメージという点でより大きい影響を及ぼしていたことが分かりました。また、暴言の程度が深刻、かつ頻繁であればあるほど、脳への影響が大きかったことも特徴的でした。

面前DVの脳への影響

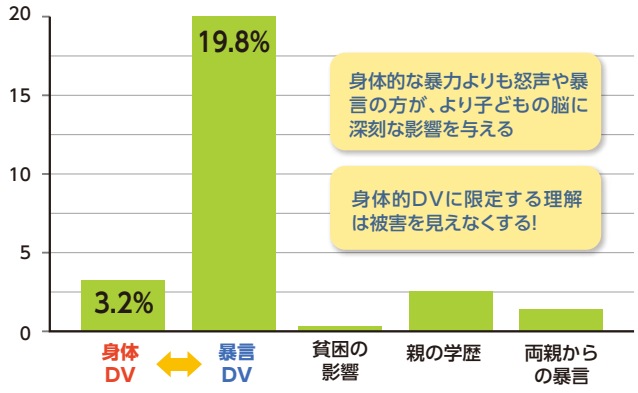

体罰は前頭前野を傷つけます

過度な体罰を受けた人は、身体から脳の視床を経て、大脳皮質の前頭葉に至る「痛みを伝える神経回路」が細くなっているということが最近の研究で明らかになりました。これは、体罰によってもたらされる痛みに鈍感になるようにと、脳が適応している可能性が考えられます。結果的に、体罰により前頭前野が縮小し、体罰で痛みはあっても子どもたちの行動抑制にはつながっていないのです。

体罰は、「身体的なマルトリートメント」であると同時に、「こころへのマルトリートメント」でもあります。ほかの人間が見ている前で叩かれ、自分の方はやり返すことができないという不当な状況は、屈辱的です。「恥ずかしい、自分はだめな人間なのだ」と感じる人もいます。身体の痛みよりもむしろ、完全なる服従を理不尽に強いられたという「屈辱」の感情の方が、こころに強く残っていくのです。ですから、「体罰は百害あって一利なし」なのです。

「親による体罰」の影響 (厚労省ホームページより)

(延べ111件の調査の結果を統合し、
約16万人分の子どものデータを分析し直した研究)
出典：Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016

体罰は百害あって一利なし!
子どもに望ましい影響などもたらしません。

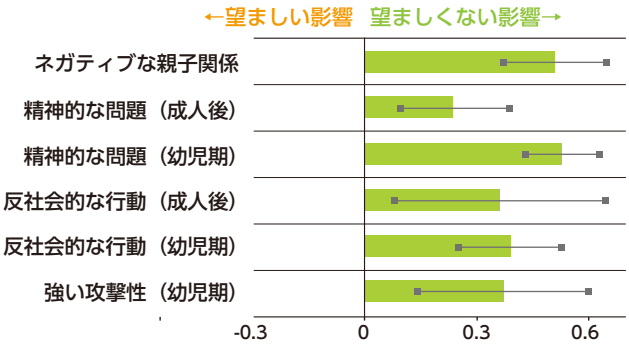

面前DVによって萎縮する視覚野

小児期に両親間のDVを長期間目撃してきた人は視覚野の容積が減少し、同部位の血流は増加していました。この部位が過敏・過活動になっていることを示しています。両親間の身体的な暴力を目撃したときよりも、言葉の暴力に接したときの方が、脳へのダメージが6倍以上大きいことが分かりました。

さらに、身体的マルトリートメントやネグレクトを受けた人よりも、親のDVを目撃し、かつ、自分もこころない言葉で罵られるなどのマルトリートメントを受けた人の方がトラウマ状態が深刻であったことも分かりました。

面前DVが子どもの脳に与える影響の大きさは、養育者に対する支援の必要性を示唆します。マルトリートメントを行っている親を指導したり処罰したりするのではなく、多角的な視点から、養育者のサポートをしていくというシステムを構築することが必要なのです。

傷ついた脳も回復します

最近の脳科学研究では、「脳の傷はいやされる」といった事例が多く報告されています。成人の脳においても再生、回復の可能性が指摘されているのです。ほぼ成長を終えたとされるおとなの脳でさえ希望があるのですから、日々成長し続ける子どもの脳も、適切な治療やケアを行えば、回復の可能性が高くなることは明らかです。感受性期にある脳は傷つきやすい分、柔軟性も高いからです。

しかし、大事なのは早期の対応です。特に子どもの場合、一日も早く適切な治療を施すことで、脳とこころが回復していくスピードも変わってくるからです。

マルトリートメントの被害に遭ってきた子どもをケアするには、まずその子の安心・安全を確保することです。その上で、薬物療法や心理療法を組み合わせ、それぞれの症状に合った療法を行っていくことになります。

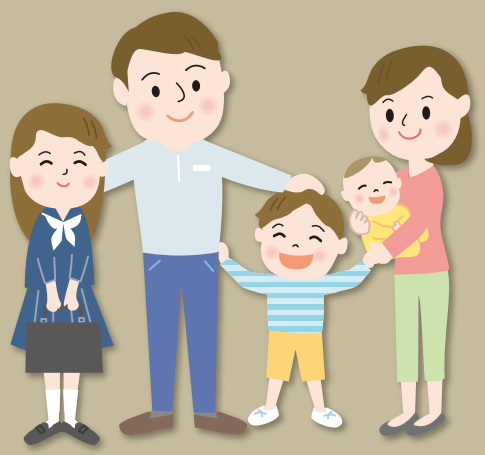

2017年10月28日 シンポジウムより

国連子どもの権利委員会委員 大谷美紀子氏 講演要旨

大谷美紀子氏
弁護士、1990年弁護士登録。2017年子どもの権利委員会委員に日本人として初めて就任。

国連の取り組み

体罰を含む子どもへの暴力を、国連では人権問題として扱っています。国連の一番の目的は、世界中から戦争をなくし、平和を守ること。そのためには、世界人権宣言の考え方を基礎にして、すべての人が尊厳をもって扱われるように、一人ひとりの人権が守られる社会にしていくことが何よりも大切です。すべての人の中には子どもも含まれます。暴力は人権侵害ですが、それが理解されるまでには時間がかかります。例えば、女性に対する暴力が人権問題だと理解されるのに15年もかかりました。当時、家庭内の問題に国家や警察が入るべきではないという考えが一般的でしたが、女性たち自らが声をあげてはじめて、女性に対する暴力・家庭内暴力などが人権侵害だという考え方が広まりました。

1989年に国連によって採択された「子どもの権利条約」では、子どもが暴力から守られることが明記されている一方で、最近の統計によると、4人に3人の子どもが世界中で暴力を経験していると言われています。子どもに対する暴力がいまだにきちんと扱われていないのは、なぜでしょうか？それは、子どもが声をあげることが少ないからです。多くの子どもたちは、自分が人権侵害を受けている、守られる権利があることを知りません。特に家庭の中で起きる体罰は、親が愛情のためにしてくれるからと考えます。多くの子どもは通報しませんし、相談もしません。子どもに対する暴力は、子どもが声をあげることが少ない以上、私たちが取り組んでいく必要があるのです。

暴力は子どもの権利を侵害する

国連子どもの権利委員会が子どもに対する暴力の問題を大きく取り上げて以降、重大な影響が理解されつつあります。生命そのものが奪われることのある暴力は、生存権や発達する権利、教育を受ける権利を侵害するだけでなく、親密な人間関係や将来家庭を築くことにも困難が生じる場合があります。また、能力の発展に影響すると、将来的に経済活動で収入を得る力や貧困問題につながります。

国連は2015年に持続可能な開発目標（SDGs）を定め、2030年までに貧困をなくすだけでなく、誰ひとり取り残されることない、すべての人が能力を発揮して安心に暮らせる世界をつくっていくための一つの大きな目標として、子どもに対する暴力をなくすことを掲げました。

体罰をなくすために法整備が必要

特に家庭での体罰が大きいと思いますが、教育も含めて、体罰は許されるという考え方がどこの国でもあります。だから、国はまず、体罰はいけないんだということを法律で示すことが必要だと委員会は言っています。これは体罰をすべて処罰するという意味ではありません。体罰は許されない、禁止される、子どもの人権のために使ってはいけないということを、自分たちがお互いに共通認識として広めていくために、法律に書くことが必要だということを委員会は述べているのです。

体罰 Q&A

一言で「体罰」と言っても、実際には様々です。

「口で言うだけでは、子どもがちっとも言うことをきかない」、「ちゃんとしつけないと、自分が責められる」、「ペシッと叩くくらい、いいのでは?」という、困っているお母さんの思いもあれば、部活動などで指導という名目で用いられていることもあります。

ここでは、体罰禁止に関するいろいろな疑問にお答えします。一緒に考えていきましょう。

Q.1 「体罰」ってなに? 「虐待」とどう違うの?

A

日本は、1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約を、1994年に批准しています。子どもの権利条約の解釈基準を示す国連子どもの権利委員会一般的意見8号「体罰その他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」(2006年)では、体罰を「有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰」と定義しています。

日弁連意見書では、さらに、「子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせ、又は笑いものにすることを意図した罰のような体罰以外の残虐な又は品位を傷つける形態をとる罰」と合わせて体罰等と定義しています。

これに対して、児童虐待防止法2条では、身体的虐待を「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」(1号)、心理的虐待を「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(4号)と定義しています。

したがって、体罰等の方が、児童虐待防止法にいう身体的虐待・心理的虐待よりも軽微な形態を含む広い概念です。

私たちは、「ペシッと叩く」程度のものであっても、それが何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすものであれば体罰にあたると考えています。

Q.2 体罰等の現状は?

A

桜宮高校事件を契機に、2013年に文部科学省が初めて体罰の綿密な全国調査を行ったところ、2012年度の発生件数は6721件、被害を受けた児童・生徒は1万4208人、発生学校数は4152校で対象学校数の10.83%※1でしたが、上記調査後は、公立学校については教員処分数だけの報告であるなど、正確な実数の把握ができていません。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2017年7月に行った調査では、子どもに対するしつけのための体罰を容認する人が約6割にのぼり、実際に子育てをしている約7割の家庭で体罰等が用いられたことがあるということが分かっています。※2

体罰発生学校数

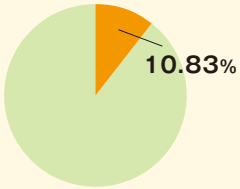

2012年度の体罰発生件数は6721件、被害を受けた児童・生徒は1万4208人、発生学校数は4152校

※1 2013年8月9日「体罰に係る実態把握の結果(第2次報告)」

※2 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書」2018 http://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf

厚生労働省の検証によると、児童虐待による子どもの死亡人数は、2012年度51人、2013年度36人、2014年度44人、2015年度52人と、深刻な状況が継続しています。※3

なお、日本小児科学会は、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子どもが全国で年間約350人に上るとの推計を2016年4月に発表し、厚生労働省の集計では多くの虐待死が見逃されているおそれがあるとし、国に対応強化を求めています。

虐待による子どもの死亡人数

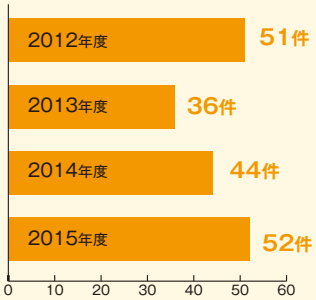

※3　厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）の概要」。なお、児童虐待にはネグレクトのように体罰等とは必ずしも重なり合わない類型も含まれます。

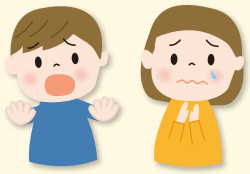

Q.3 体罰に弊害があるの?

A

本パンフレットの明橋大二医師及び友田明美医師の講演要旨にあるとおり、体罰は子どもの成長、発達に弊害を与えます。

日本の厚生労働省の調査データ約2万9000人分を使って行われた分析によると、3歳半の時に保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、5歳半の時に「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「1つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動障害のリスクが高まり、体罰が頻繁に行われるほどリスクは高まっていることが指摘されています。※4

体罰の法的全面禁止を訴えて世界規模で活動する「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアティブ」（Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children 以下「GI」といいます。）は、子どもに対する体罰の影響と関連性について、以下のように指摘しています。※5

「体罰が、子ども、大人、そして社会にとって有害であるという証拠は圧倒的（な数）です。250以上の研究で、体罰と広範囲にわたる否定的な結果との関連性が論証されていますが、体罰のメリットを立証している研究はありません。体罰は、子どもの身体を直接的に害する原因であり、子どもたちの精神的、身体的健康と教育に、短期的にも長期的にも負の影響を与えます。

体罰は、決して子どもたちに振る舞い方を教えるものではなく、道徳観念の内面化を妨げ、反社会的行為を増長し、家族関係を破壊します。子どもたちの攻撃性を高め、大人になってからも暴力に関わり続ける傾向を増加させます。体罰は、社会の中の他の形態の暴力と密接に関わっており、体罰を終わらせることは、パートナー間の暴力を含めた他の形態の暴力と闘う上でも必要不可欠です。」

※4　藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動障害:日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

※5　GI「子どもに対する体罰:その影響と関連性についてのリサーチ要約」
http://endcorporalpunishment.org/wp-content/uploads/research/Research-effects-summary-2015-05.pdf

コラム

手の平で身体を叩く体罰でも、多くの弊害がある

16万927人の子どもたちの過去50年間の75の研究を使用したメタ分析※iは、虐待に至らない程度の手の平で身体を叩く体罰も13の有害な結果と関連することを明らかにしました。※ii

※i　統計的分析のなされた複数の研究を収集し、いろいろな角度からそれらを統合したり比較したりする分析研究法

※ii　ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結末:これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016

Q.4 体罰等は子どもの権利を侵害することなの?

A

体罰等は、子どもの人格や尊厳、子どもの心身を侵害し、子どもの健康、発達、教育の権利や拷問やその他の残虐で非人間的なあるいは品位を傷つける行為からの自由を侵害しますから、日本国憲法13条、子どもの権利条約（37条（a）、19条1項、16条、28条2項等）、児童福祉法1条等で保障される子どもの権利を侵害する暴力です。

おとなや女性、高齢者、障害者を殴る、叩く、蹴る等の行為は、刑法やいわゆるDV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等により明示的に禁止されています。これに対して、家庭や児童福祉施設等における子どもに対する体罰等を明示的に禁止する法律はありません。

児童虐待防止法制定後もなお、しつけや教育の名目で叩く、殴る、蹴る等の行為が容認され、子どもがおとなよりも暴力にさらされている現状に対して、おとなに対する暴力禁止と同じように、法律での明示的な禁止を実現することは、子どもの平等権の保障になります。

Q.5 学校教育法で体罰を禁止しているのに、さらに家庭での体罰等の禁止まで必要なの?

A

1879年に教育令で体罰が禁止され、現在の学校教育法11条も体罰を禁止していますが、体罰はなくなっていません。それは、しつけとして体罰等を容認する考え方がおとなたちの間に残っているからです。このような考え方を克服するためには、あらゆる場面での体罰を明示的に禁止する必要があります。

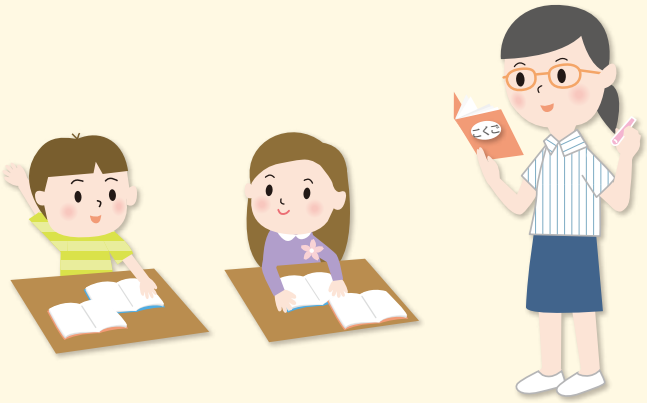

Q.6 体罰等を法律で禁止すると、親が逮捕されたり、処罰されたりするようになるの?

A 体罰等の法的禁止の目的は、親を含めたおとなへの啓発及び支援の強化です（国連子どもの権利委員会一般的意見8号38項）。

実際に、体罰禁止の法制化を実現したスウェーデンやニュージーランドでも、啓発・支援が強化される一方で、訴追・処罰は増加していないと報告されています。※6 体罰等を用いない子育てを奨励することにより、子どもの死亡事例等刑事事件に至ることを防止することができます。

※6 GI「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響:調査からのメッセージ」2015。
http://endcorporalpunishment.org/wp-content/uploads/research/Summary-of-research-impact-of-prohibition.pdf

Q.7 体罰等を法律で禁止するとどのような効果が期待できるの?

A 体罰等の弊害や非暴力的なしつけに関する啓発活動と組み合わせることで、体罰や虐待を減少させることが期待できます。

GIの調べによれば、2018年7月時点で、家庭での体罰を法律で全面的に禁止した国は53か国あり、さらに57か国が全面禁止に向けたコミットメントを表明しています。※7

法律で体罰を明示的に禁止した国とそうでない国との間で、体罰に関する意識やその使用の点で、明らかな差が生じています。

体罰禁止国では、劇的にあるいは着実に体罰・虐待が減少しています。フィンランドでは体罰の減少と殺害される子どもの数の減少の関連性が指摘され、スウェーデンでは家庭から切り離されて保護された子どもの割合が約3分の1減少したと報告されています。また、体罰容認率が低い国では不適切養育による子どもの死亡率が低いこと等が報告されています。※8

世界保健機構（WHO）は、法的禁止をエビデンスのある施策として提唱しています。※9

各国の比較調査により、スウェーデンのように法的禁止と啓発の両方を行う場合が最も効果が高く、啓発だけの場合では法的禁止だけよりも効果が低いこと、法的禁止も啓発を伴わなければ十分な効果が得られないことが指摘されています。※10

体罰の法的禁止とそれに伴う啓発は、比較的費用がかからず大きな効果の得られる予防を目的としたポピュレーションアプローチ※11 の施策です。※12

※7 GIのホームページに、体罰の法的禁止に関する国際的な動向が掲載されています。
https://endcorporalpunishment.org/countdown/

※8 GIの前掲資料（※6参照）

※9 WHO「インスパイア:子どもに対する暴力を終わらせるための7つの戦略」2016
http://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/inspire/en/

※10 ブスマン他「ヨーロッパの体罰禁止の効果:5ヶ国の比較」2011及びGIの前掲資料（※6参照）

※11 集団全体に働きかけてリスクを軽減したり問題を予防したりすること

※12 2017年3月2日、第16回健やか親子21推進協議会における厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長報告参照

体罰禁止法の効果

スウェーデン（1979年法改正）

体罰に対する親の態度

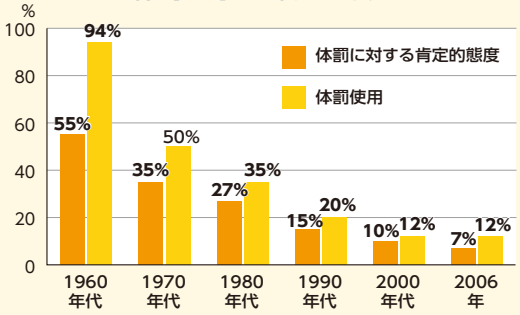

フィンランド（1983年禁止）

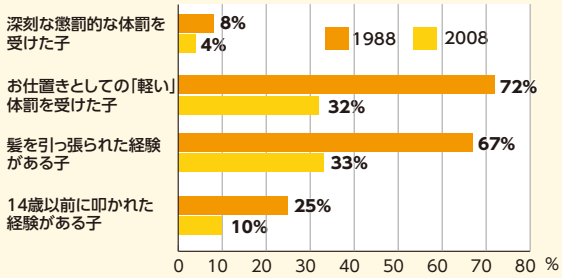

体罰を容認するおとな

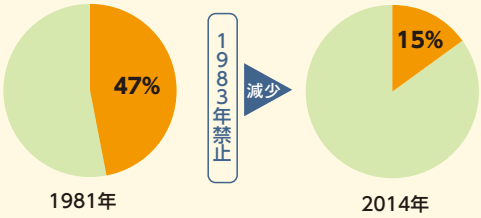

ドイツ（2000年法改正）

親が「顔を軽く叩くこと」は法的に容認されている

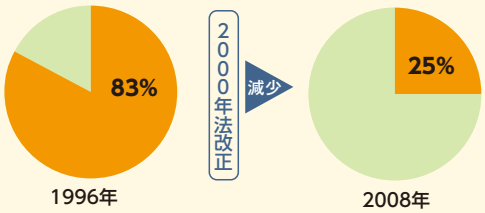

強く殴られたことがある

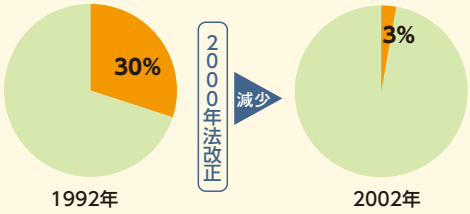

子ども時代に「軽い」暴力を経験した

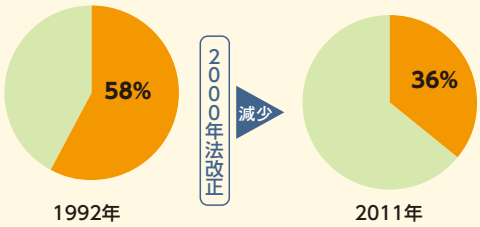

2007年に欧州5か国で実施された5,000名の親を対象とした調査

子どものお尻を叩いている

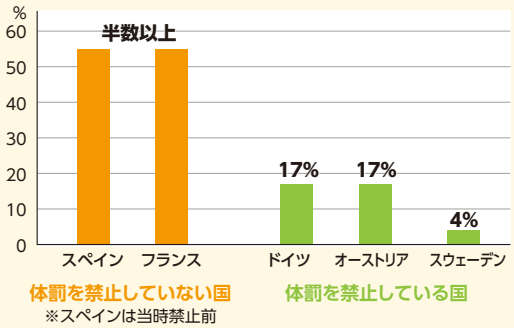

「顔への音の出るビンタ、物を使って強く打ちのめす」など1回を超えて（2回以上）あると答えた親

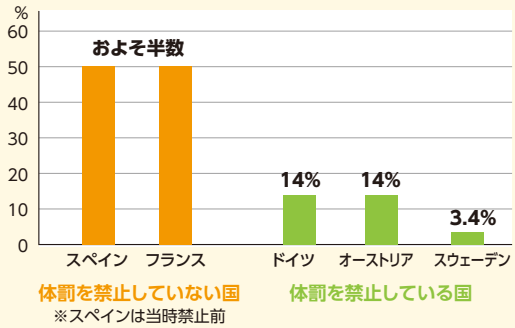

GIの「子どもの生活に対する体罰の法的禁止のプラスの影響:調査からのメッセージ」の内容の一部をグラフ化したものです（スウェーデンの「体罰に対する親の態度」の数字は、特定非営利活動法人子どもすこやかサポートネット）。

Q.8 体罰等を用いないで子育てはできるの?

A

できます。現に日本でも、多くの親や教師が体罰等を使わずに、しつけや教育を行っています。また、体罰等を使わずに、子どもの権利を尊重し、子どもの成長・発達にふさわしい方法で、子どもに適切なしつけを行う子育てプログラムは豊富に存在し、子ども自身はもちろん、子どもとおとなとの関係構築に良い影響を与えることが実証されています。

具体例については、厚生労働省ホームページの「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月改訂版)や「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」、本パンフレット裏表紙などをご覧ください。

子どもの権利条約5条は、そうした子育て方法を推奨しているのです。

Q.9 体罰等を否定することは、体罰等を受けて育った人や、体罰等をした親や教師の愛情を否定することになるのでは?

A

いいえ、子育てや教育のために、叩いたり、殴ったり、蹴ったり、怒鳴ったり、屈辱的な言葉を使うことを否定しますが、体罰等を受けて育った人の存在や、体罰等をした親や教師の愛情を否定することにはなりません。

人権や科学的知見は、歴史の中で発展し、現在では体罰等は人権侵害であり、様々な弊害のリスクがあることが明らかになっていますから、子どもの健やかな成長、発達を実現するために、体罰等を用いない適切な方法によるしつけや教育を行う必要があります。

Q.10 国連諸機関や国内外の団体はどのように言っているの?

A

国連子どもの権利委員会は、一般的意見で次のように述べています。

「家庭や学校において体罰を撤廃することは、条約にもとづく締約国の義務であるというだけではなく、社会のあらゆる形態の暴力を減少させ、かつ防止するための鍵となる戦略である。」(8号3項)

「家庭内の子どもの体罰を禁止するために法改正を行う第一の目的は、予防にある。」(8号38項)

「子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できず、子どもに対するあらゆる暴力は防止可能である」「公衆衛生、教育、社会サービスその他のアプローチを通じた、あらゆる形態の暴力の第一次予防が何よりも重要である。」(13号3項)

日本政府は、国連諸機関から繰り返し以下のとおり勧告を受けています。

【国連子どもの権利委員会】

体罰に関する勧告(1998年及び2004年の審査時)

法律により家庭や施設での体罰を明示的に禁止すること、体罰等の弊害や非暴力的なしつけに関する啓発を実施すること(2010年審査時)

【国連拷問禁止委員会】

あらゆる環境下で、体罰等を法で明示的に禁止すること(2013年審査時)

【国連人権理事会（普遍的・定期的審査）】

子どもに対するあらゆる形態の体罰を明示的に禁止し、肯定的で非暴力な形態のしつけに関する啓発を促すべきこと（2008年、第1回審査時）

全ての状況における体罰を明示的に禁止すること（2013年、第2回審査時）

さらに、世界保健機構（WHO）、国際子ども虐待防止学会、世界医師会、国際小児科学会、日本子ども虐待防止学会、日本小児科医会、日本心理学会、日本社会福祉士会等の国内外の多くの団体が、体罰の明示的禁止を求めています。

Q.11 日本の政府や国会はどのような対応をしているの？

A

日本政府は、2013年の国連人権理事会の第2回UPR（普遍的・定期的審査）において、民法822条で許される懲戒は体罰とは異なる概念である（“This provision does not allow for corporal punishment.”）と報告し、2017年1月には、すべての状況における体罰を明示的に禁止することという勧告をフォローアップすることに同意しました。

厚生労働省社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」は、2016年3月に「体罰など子どもの心身への侵害のある罰を禁止する。」ことを提言しましたが、同月内閣が国会に提出した児童福祉法等改正案には体罰禁止規定は盛り込まれず、同年5月、参議院厚生労働委員会において、「児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、体罰によらない子育てを啓発すること。」、「今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。」との附帯決議がなされました。

2017年5月、厚生労働省は、附帯決議を受けて、「子どものしつけには体罰が必要」という誤った認識・風潮を社会から一掃することを目的として、「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」という啓発資料を活用した啓発活動を開始しました。この資料では、「体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。」、「既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！　国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。」などと記載しています。

2018年2月、日本は、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップのパスファインディング国になり、同年5月、理事国になりました。※13 また同年3月、参議院文教科学委員会において、法務省は「あくまで一般論として申し上げますと、御指摘のびんたが頬を強くたたいて子に苦痛を与える行為を意味しているといたしますと、そのような行為は基本的には民法上懲戒として許容されるものではないと考えられます。」と答弁しています。

※13　持続可能な開発目標（SDGs）の一つである子どもに対する暴力撤廃を約束する国のこと。パスファインディング国になると、子どもに対する暴力をなくすための国家計画の策定やデータ整備などの取り組みが求められます。

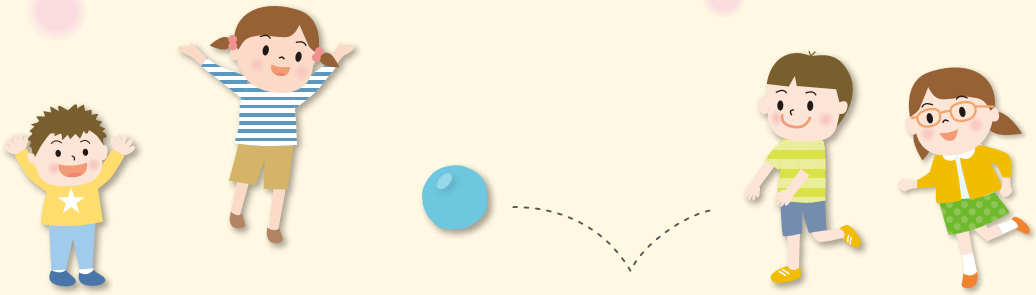

2015年9月5日 シンポジウムより

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからの活動報告（要旨）

子どもを叩かず、怒鳴らずに育てる方法はありますか？
「ポジティブ・ディシプリン」の普及の取り組みから

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
ポジティブ・ディシプリン　カントリー・トレーナー 森郁子

「叩くのが禁止というなら、どうすればいいのか」の問いに応える

法改正とともに、「叩かない・怒鳴らない子育て」の普及を推進する必要があります。2006年の国連の調査「子どもに対する暴力」は、**人権と科学的根拠に基づいた養育者を支援するプログラムの必要性**を各国政府へ訴えました。以来、養育者や子ども支援者を対象としたプログラム開発・普及活動が世界的に加速しています。

子どもの権利に基づき、子どもの体やこころを傷つける罰をなくすために生まれたプログラム「ポジティブ・ディシプリン」

2007年、セーブ・ザ・チルドレンは、「ポジティブ・ディシプリン」を開発しました。アジア各国を中心に地域社会・学校・養育者等の協力を得て成長を続けるプログラムです。

ポジティブ・ディシプリン・モデル

養育者を支え、「しつけ」を見直す

ポジティブ・ディシプリンは、養育者が子育てにおける日々の問いに具体的な方策を立て、安心して子育てに向き合えるよう支援します。計18時間のプログラムを通じ、参加者は考えをまとめたり共有したりしながら、子育てを振り返ります。

なぜ「考え方」を伝えるのでしょうか？

ポジティブ・ディシプリンは「人」はすべて異なることから、どんな家庭や親子にも共通する正解はないという立場に立っています。叩いたり怒鳴ったりという手段を用いないしつけを養育者自身が「考える」ための支援が有効と考えています。

どんなことに着目してプログラムを進めるのでしょうか？

子どもの言動を変えようとするのでなく、子どもと養育者の関係に働きかけます。長期的な目標を見据え発達の知識を取り入れることで、養育者の日々の子育てが変わり始めます。日々の課題を子どもと共に解決し、子どもとの関係が変わることを目指しています。

「ポジティブ・ディシプリンのすすめ」
明石書店　2009年5月5日出版

参加者の声　～実際はどのように変わり始めるのでしょうか～（一部抜粋・再構成）

互いの考えから学びあうプログラム参加者

子どももひとりの人間：子どもは絶対的に親に従わなければならないと教えられてきたので、自分の子が親に従わない理由が理解できなかったけれど、子どもにも尊重される権利があると気づかされたので、今後子どもに寄り添っていこうと思った。

関係が変わると子どもも変わる：私が変わったからか、（子どもが）以前よりもいろんなことを話してくれるようになった。

子どもの言動の理解：子どもの考えを理解できないことが多かったが、子どもの話を聞くようになった。

セーブ・ザ・チルドレンは、これからもポジティブ・ディシプリンの普及活動に加えて、法整備・社会啓発など、子どもの体やこころを傷つける罰のない社会づくりに包括的に取り組んでいきます。

セーブ・ザ・チルドレンは、子どもの権利が実現される世界を目指し、日本を含む120か国で子ども支援を行っています。

Save the Children JAPAN
http://www.savechildren.or.jp/

JFBA 日本弁護士連合会
〒100-0013　東京都千代田区霞が関1-1-3
☎03-3580-9841（代）
https://www.nichibenren.or.jp/
（2018年8月28日改訂）